倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

【改正理由】

本市国民健康保険事業の安定かつ健全な運営を図るため、令和２年度以降の保険料率及び保険料賦課方式について、国民健康保険運営協議会に諮問を行ったところ、保険料を１人当たり約16,600円引き上げること、並びに保険料賦課方式を３方式に変更することの答申がありました。

この答申を踏まえたうえで、保険料の急激な増額により被保険者の負担が大きくならないよう激変緩和を考慮した保険料率の改定及び保険料賦課方式の変更を行うものです。

【改正要旨】

１　保険料賦課方式を３方式とし、次のとおり保険料率を改定することとした。

（第９条の３、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条の２、第16条の４、第16条の６、第16条の７、第16条の８、第16条の10、第16条の12、第17条の２、第17条の４、第17条の５関係）

賦課額の種類・内訳		現行の料率等	改定後の料率等
基礎賦課額（医療分）	所得割額	6.8%	8.8%
	資産割額	22.0%	（廃止）
	被保険者均等割額	24,600円	29,800円
	世帯別平等割額	22,400円	26,600円
	特定世帯	11,200円	13,300円
	特定継続世帯	16,800円	19,950円
後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）	所得割額	1.9%	2.4%
	資産割額	6.0%	（廃止）
	被保険者均等割額	6,800円	8,700円
	世帯別平等割額	6,200円	7,600円
	特定世帯	3,100円	3,800円
	特定継続世帯	4,650円	5,700円
介護納付金賦課額（介護分）	所得割額	1.55%	1.75%
	資産割額	6.5%	（廃止）
	被保険者均等割額	8,500円	8,500円
	世帯別平等割額	5,000円	5,400円

２　この条例は、令和２年４月１日から施行することとした。　（改正附則第１項関係）

３　改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。

（改正附則第２項関係）

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第６章　保険料 （一般被保険者に係る基礎賦課額） 第９条の３　保険料の賦課額のうち、一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	**第６章**　保険料 （一般被保険者に係る基礎賦課額） 第９条の３　保険料の賦課額のうち、一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
	（一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定） 第11条　第９条の３の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額（固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額）に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
第11条　削除	
（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第12条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の8.8 （２）　被保険者均等割　被保険者１人について29,800円 （３）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　26,600円 イ　特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過	（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率） 第12条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の6.8 （２）　資産割　100分の22.0 （３）　被保険者均等割　被保険者１人について24,600円 （４）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　22,400円 イ　特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後５年を経過

改正後	改正前
する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）　13,300円	する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）　11,200円
ウ　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）　19,950円	ウ　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）　16,800円
（退職被保険者等に係る基礎賦課額）	（退職被保険者等に係る基礎賦課額）
第13条　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	第13条　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
	（退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定）
第15条　削除	第15条　第13条の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額（固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額）に、第12条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）	（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）
第16条の２　第13条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第16条の２　第13条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第12条第３号アに定める額	（１）　次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第12条第４号アに定める額
（２）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者（法附則第６条第１項に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。）が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第12条第３号イに定める額	（２）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者（法附則第６条第１項に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。）が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第12条第４号イに定める額
（３）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第12条第３号ウに定める額	（３）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第12条第４号ウに定める額
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

改正後	改正前
第16条の４　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	第16条の４　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定）
第16条の６　削除	第16条の６　第16条の４の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額（固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額）に、次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）
第16条の７　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の2.4 （２）　被保険者均等割　被保険者１人について8,700円 （３）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　7,600円 イ　特定世帯　3,800円 ウ　特定継続世帯　5,700円	第16条の７　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の1.9 （２）　資産割　100分の6.0 （３）　被保険者均等割　被保険者１人について6,800円 （４）　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　6,200円 イ　特定世帯　3,100円 ウ　特定継続世帯　4,650円
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）
第16条の８　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	第16条の８　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定）
第16条の10　削除	第16条の10　第16条の８の資産割額は、退職被保険

改正後	改正前
	者等に係る当該年度分の固定資産税額（固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額）に、第16条の７の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定） 第16条の12　第16条の８の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第16条の７第３号アに定める額 （２）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第16条の７第３号イに定める額 （３）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第16条の７第３号ウに定める額	（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定） 第16条の12　第16条の８の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　次号又は第３号に掲げる世帯以外の世帯　第16条の７第４号アに定める額 （２）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第16条の７第４号イに定める額 （３）　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　第16条の７第４号ウに定める額
（介護納付金賦課額） 第17条の２　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	（介護納付金賦課額） 第17条の２　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
第17条の４　削除	（介護納付金賦課額の資産割額の算定） 第17条の４　第17条の２の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の固定資産税額（固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額）に、第17条の５の資産割の保険料率を乗じて算定する。
（介護納付金賦課額の保険料率） 第17条の５　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の1.75 （２）　被保険者均等割　被保険者１人について8,500円 （３）　世帯別平等割　１世帯について　5,400円	（介護納付金賦課額の保険料率） 第17条の５　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （１）　所得割　100分の1.55 （２）　資産割　100分の6.5 （３）　被保険者均等割　被保険者１人について8,500円 （４）　世帯別平等割　１世帯について　5,000円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の倉吉市国民健康保険条例の規定は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

【改正理由】

保険料賦課方式を４方式（所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額による賦課方式）から３方式（所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額による賦課方式）に変更する倉吉市国民健康保険条例の一部改正に伴い、倉吉市国民健康保険条例施行規則の関係部分及び関係様式を改正するものです。

【改正要旨】

１　減免の対象となる保険料から資産割額を削除することとした。

（第11条の３、制定附則第４項、第５項、別表関係）

２　倉吉市国民健康保険料納付（変更）通知書、倉吉市国民健康保険料納付通知書兼特別徴収開始通知書、倉吉市国民健康保険料納付通知書兼特別徴収額（仮徴収額）変更通知書、倉吉市国民健康保険料過年度特別徴収額更正通知書及び倉吉市国民健康保険料納付通知書兼特別徴収中止通知書の様式から資産割額に関する項目を削除することとした。

（様式第７号、様式第８号、様式第９号、様式第10号、様式第11号関係）

３　この規則は、令和２年４月１日から施行することとした。（改正附則第１項関係）

４　この規則による改正前の様式第７号、様式第８号、様式第９号、様式第10号及び様式第11号による用紙は、当分の間、これを使用することができることとした。（改正附則第２項関係）

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

第１条　倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第５章　保険料 （減免の基準及び額） 第11条の３　略 ２　略 ３　条例第26条第１項第２号の規定により減免される保険料の額は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号のいずれかに定める額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 （１）　条例第21条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当しない者である場合　特定保険料のうち所得割額の全額及び被保険者均等割額の10分の５に相当する額の合算額 （２）　条例第21条第１項第１号及び第２号に該当する者である場合　特定保険料のうち所得割額の全額 （３）　条例第21条第１項第３号に該当する者である場合　特定保険料のうち所得割額の全額及び被保険者均等割額の10分の５に相当する額から条例第21条第１項第３号アに規定する額を控除した額の合算額 （４）　第１号に該当する者の属する世帯が、条例第26条第１項第２号に該当する者のみを被保険者とする世帯（条例第12条第３号イに規定する特定世帯を除く。以下「旧被扶養者世帯」という。）である場合　特定保険料のうち世帯別平等割額の10分の５に相当する額及び第１号に規定する額の合算額 （５）　略 附　則 １～３　略 （令和元年度の減免の対象となる保険料の特例） ４　令和元年度の第11条の２第３項による減免の対象となる保険料のうち、所得割額及び資産割額に	**第５章**　保険料 （減免の基準及び額） 第11条の３　略 ２　略 ３　条例第26条第１項第２号の規定により減免される保険料の額は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号のいずれかに定める額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 （１）　条例第21条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に該当しない者である場合　特定保険料のうち所得割額の全額、資産割額の全額及び被保険者均等割額の10分の５に相当する額の合算額 （２）　条例第21条第１項第１号及び第２号に該当する者である場合　特定保険料のうち所得割額の全額及び資産割額の全額の合算額 （３）　条例第21条第１項第３号に該当する者である場合　特定保険料のうち所得割額の全額、資産割額の全額及び被保険者均等割額の10分の５に相当する額から条例第21条第１項第３号アに規定する額を控除した額の合算額 （４）　第１号に該当する者の属する世帯が、条例第26条第１項第２号に該当する者のみを被保険者とする世帯（条例第12条第４号イに規定する特定世帯を除く。以下「旧被扶養者世帯」という。）である場合　特定保険料のうち世帯別平等割額の10分の５に相当する額及び第１号に規定する額の合算額 （５）　略 附　則 １～３　略 （令和元年度以降の減免の対象となる保険料の特例） ４　令和元年度以降の第11条の２第３項による減免の対象となる保険料のうち、所得割額及び資産割

改正後	改正前
ついては、当分の間、同項中「同号に規定する資格取得日が属する月以後２年を経過する月まで」とあるのは「資格取得日が属する月以後」とする。	額については、当分の間、同項中「同号に規定する資格取得日が属する月以後２年を経過する月まで」とあるのは「資格取得日が属する月以後」とする。
（令和２年度以降の減免の対象となる保険料の特例） ５　令和２年度以降の第11条の２第３項による減免の対象となる保険料のうち、所得割額については、当分の間、同項中「同号に規定する資格取得日が属する月以後２年を経過する月まで」とあるのは「資格取得日が属する月以後」とする。	

別表（第11条の３関係）

該当条項	適用範囲	減免対象保険料	減免割合
第11条の３第１号	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が70パーセント以上（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	保険料のうち所得割額	10分の10
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７
	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が50パーセント以上70パーセント未満（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	保険料のうち所得割額	10分の５
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７
	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が20パーセント以上50パーセント未満（保険金、損害	保険料のうち所得割額	10分の３
		保険料のうち	10分の７

別表（第11条の３関係）

該当条項	適用範囲	減免対象保険料	減免割合
第11条の３第１号	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が70パーセント以上（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	保険料のうち所得割額及び資産割額	10分の10
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７
	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が50パーセント以上70パーセント未満（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	保険料のうち所得割額及び資産割額	10分の５
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７
	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が20パーセント以上50パーセント未満（保険金、損害	保険料のうち所得割額及び資産割額	10分の３
		保険料のうち	10分の７

改正後				改正前			
	賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	均等割額及び平等割額			賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	均等割額及び平等割額	
第11条の３第２号	納付義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の適用を受けているとき。	保険料のうち所得割額	10分の10	第11条の３第２号	納付義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の適用を受けているとき。	保険料のうち所得割額<u>及び資産割額</u>	10分の10
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７			保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７
	納付義務者が継続して社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条に規定する社会福祉法人から扶助（療養資金に限る。）を受けている者で、生活保護法の規定による保護の適用を受けている者との均衡上必要があると認められるとき。	保険料のうち所得割額	10分の５		納付義務者が継続して社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条に規定する社会福祉法人から扶助（療養資金に限る。）を受けている者で、生活保護法の規定による保護の適用を受けている者との均衡上必要があると認められるとき。	保険料のうち所得割額<u>及び資産割額</u>	10分の５
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７			保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の７
第11条の３第３号及び第４号	納付義務者及びその世帯に属する被保険者の当該年中の所得見込額（以下「所得見込額」という。）が皆無となったとき。	保険料のうち所得割額	10分の10	第11条の３第３号及び第４号	納付義務者及びその世帯に属する被保険者の当該年中の所得見込額（以下「所得見込額」という。）が皆無となったとき。	保険料のうち所得割額<u>及び資産割額</u>	10分の10
	所得見込額が前年中所得の３分の１以下となり、かつ、前年中所得が400万円以下のとき。		10分の５		所得見込額が前年中所得の３分の１以下となり、かつ、前年中所得が400万円以下のとき。		10分の５
	所得見込額が前年中所得の３分の１を超え、２分の１以下となり、かつ、前年中所得が		10分の３		所得見込額が前年中所得の３分の１を超え、２分の１以下となり、かつ、前年中所得が		10分の３

<table>
<tr><th colspan="5">改正後</th><th colspan="5">改正前</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>400万円以下のとき。</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td>400万円以下のとき。</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>所得見込額が前年中所得の３分の１以下となり、かつ、前年中所得が400万円以上700万円以下のとき。</td><td colspan="2">所得見込額が前年中所得の３分の１以下となり、かつ、前年中所得が400万円以上700万円以下のとき。</td></tr>
<tr><td>第11条の３第５号</td><td colspan="3">略</td><td>第11条の３第５号</td><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td><td colspan="4">略</td></tr>
</table>

第２条　倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第２号）の一部を次のように改正する。

様式第７号、様式第８号、様式第９号、様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第７号（第10条の２関係）
（表面）

年度　倉吉市国民健康保険料　納付（変更）通知書

国民健康保険料の算出内訳　兼　変更通知

通知書番号	

	変更前			変更後		
	医療保険分	後期高齢支援金分	介護保険分	医療保険分	後期高齢支援金分	介護保険分
軽減判定総所得		同左			同左	
所得割の元となる額		同左			同左	
Ａ所得割額						
Ｂ均等割額						
Ｃ平等割額						
①＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ						
軽減額 区分						
軽減額 Ｄ均等割額						
軽減額 Ｅ平等割額						
Ｆ限度超過額						
②＝①－Ｄ－Ｅ－Ｆ算出額						
Ｇ減免額						
③月割増減額						
④年額（月割）保険料						
⑤非自発的失業軽減額						
変更の理由						

※本算定および新規加入者の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。　※被保険者の更正事由は裏面をご覧ください。

被保険者別賦課対象月一覧

通知書番号

被保険者氏名	医療保険分・後期高齢支援金分												介護保険分											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※＊印が示されている月が賦課対象となります。
年度途中で75歳になる方については、あらかじめ
75歳到達月の前月までの月数分で計算しています。
Ｒ印が示されている月は非自発的失業軽減対象となります。

国民健康保険料の期別料額

医療保険分	後期高齢支援金分	介護保険分	合計	通知書番号	
				記号番号	

期別（月別）		納期限	変更前	変更後	納付済額	差引納付額
普通徴収						
特別徴収	4月					
	6月					
	8月					
	10月					
	12月					
	2月					

※本算定および新規加入者の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。※本通知書で納付していただく金額は、普通徴収の差引納付額です。

（裏面）　略

様式第８号（第10条の２関係）
（表面）

倉吉市国民健康保険料　納付通知書兼特別徴収開始通知書

年　　月　　日

倉吉市長　　印

様

通知書番号	
記号番号	
生年月日	
性別	

国民健康保険料について次のとおり年金から特別徴収（仮徴収）しますので通知します。

算出内訳兼変更通知		変更前 医療保険分	変更前 後期支援金分	変更前 介護保険分	変更後 医療保険分	変更後 後期支援金分	変更後 介護保険分
軽減判定総所得			同左			同左	
所得割の元となる額			同左			同左	
A 所得割額							
B 均等割額							
C 平等割額							
① ＝ A ＋ B ＋ C							
軽減額	区分						
	D 均等割額						
	E 平等割額						
F 限度超過額							
② ＝ ① － D － E － F 算出額							
G 減免額							
③ 月割増減額							
④年額（月割）保険料							
⑤非自発的失業軽減額							
変更の理由							

※仮徴収時の算出内訳は空欄となります。
※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保険者別賦課月一覧	医療保険分・後期支援金分												介護保険分											
被保険者氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※＊印の月：賦課対象　R印の月：非自発的失業軽減対象　F印の月：旧被扶養者減免対象（応益割・応能割）　f 印の月：旧被扶養者減免対象（応能割）

普通徴収	期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額

特別徴収	月別	変更前	変更後
	4月		
	6月		
	8月		
	10月		
	12月		
	2月		

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料率	区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
	所得割	%	%	%
	均等割	円	円	円
	平等割	円	円	円

【お問い合わせ先】

【不服の申立て】裏面に不服の申立てについての記載があります。

（裏面）　略

様式第９号（第10条の２関係）
（表面）

倉吉市国民健康保険料　納付通知書兼特別徴収額（仮徴収額）変更通知書

年　　月　　日

倉吉市長　　印

様

通知書番号	
記号番号	
生年月日	
性別	

国民健康保険料特別徴収額（仮徴収額）を次のとおり変更しましたので通知します。

算出内訳兼変更通知	変更前 医療保険分	変更前 後期支援金分	変更前 介護保険分	変更後 医療保険分	変更後 後期支援金分	変更後 介護保険分
軽減判定総所得		同左			同左	
所得割の元となる額		同左			同左	
A 所得割額						
B 均等割額						
C 平等割額						
① ＝ A ＋ B ＋ C						
軽減額 区分						
軽減額 D 均等割額						
軽減額 E 平等割額						
F 限度超過額						
② ＝ ① － D － E － F 算出額						
G 減免額						
③ 月割増減額						
④年額（月割）保険料						
⑤非自発的失業軽減額						
変更の理由						

※仮徴収時の算出内訳は空欄となります。
※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保険者別賦課月一覧	医療保険分・後期支援金分												介護保険分											
被保険者氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※＊印の月：賦課対象　　R印の月：非自発的失業軽減対象　　F印の月：旧被扶養者減免対象（応益割・応能割）　　f 印の月：旧被扶養者減免対象（応能割）

普通徴収 期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額

特別徴収 月別	変更前	変更後
4 月		
6 月		
8 月		
10 月		
12 月		
2 月		

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料率 区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割	%	%	%
均等割	円	円	円
平等割	円	円	円

【 お問い合わせ先 】

【 不服の申立て 】裏面に不服の申立てについての記載があります。

（裏面）　略

様式第10号（第10条の２関係）
（表面）

倉吉市国民健康保険料　過年度特別徴収額更正通知書

年　　月　　日

倉吉市長　　印

様

通知書番号	
記号番号	
生年月日	
性別	

過年度の国民健康保険料特別徴収額を次のとおり更正しましたので通知します。

算出内訳兼変更通知		変更前 医療保険分	変更前 後期支援金分	変更前 介護保険分	変更後 医療保険分	変更後 後期支援金分	変更後 介護保険分
軽減判定総所得			同左			同左	
所得割の元となる額			同左			同左	
A 所得割額							
B 均等割額							
C 平等割額							
① = A + B + C							
軽減額	区分						
	D 均等割額						
	E 平等割額						
F 限度超過額							
② = ① − D − E − F 算出額							
G 減免額							
③ 月割増減額							
④年額（月割）保険料							
⑤非自発的失業軽減額							
変更の理由							

※仮徴収時の算出内訳は空欄となります。
※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保険者別賦課月一覧	医療保険分・後期支援金分												介護保険分											
被保険者氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※＊印の月：賦課対象　R印の月：非自発的失業軽減対象　F印の月：旧被扶養者減免対象（応益割・応能割）　f 印の月：旧被扶養者減免対象（応能割）

普通徴収 期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額

特別徴収 月別	変更前	変更後
4 月		
6 月		
8 月		
10 月		
12 月		
2 月		

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料率 区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割	%	%	%
均等割	円	円	円
平等割	円	円	円

【お問い合わせ先】

【不服の申立て】裏面に不服の申立てについての記載があります。

（裏面）　略

様式第11号（第10条の２関係）
（表面）

倉吉市国民健康保険料　納付通知書兼特別徴収中止通知書

年　　月　　日

倉吉市長　　印

様

通知書番号	
記号番号	
生年月日	
性別	

国民健康保険料の特別徴収を中止しますので通知します。

算出内訳兼変更通知	変更前 医療保険分	変更前 後期支援金分	変更前 介護保険分	変更後 医療保険分	変更後 後期支援金分	変更後 介護保険分
軽減判定総所得		同左			同左	
所得割の元となる額		同左			同左	
A 所得割額						
B 均等割額						
C 平等割額						
① ＝ A ＋ B ＋ C						
軽減額 区分						
軽減額 D 均等割額						
軽減額 E 平等割額						
F 限度超過額						
② ＝ ① － D － E － F 算出額						
G 減免額						
③ 月割増減額						
④年額（月割）保険料						
⑤非自発的失業軽減額						
変更の理由						

※仮徴収時の算出内訳は空欄となります。
※本算定および新規加入の場合は、変更前はありませんのでゼロ円または空欄となります。

被保険者別賦課月一覧	医療保険分・後期支援金分												介護保険分											
被保険者氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※＊印の月：賦課対象　R印の月：非自発的失業軽減対象　F印の月：旧被扶養者減免対象（応益割・応能割）　f印の月：旧被扶養者減免対象（応能割）

普通徴収 期別	変更前	変更後	納付済額	差引納付額

特別徴収 月別	変更前	変更後
4 月		
6 月		
8 月		
10 月		
12 月		
2 月		

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料率 区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割	%	%	%
均等割	円	円	円
平等割	円	円	円

【 お問い合わせ先 】

【 不服の申立て 】裏面に不服の申立てについての記載があります。

（裏面）　略

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式第７号、様式第８号、様式第９号、様式第 10 号及び様式第 11 号による用紙は、当分の間、これを使用することができる。